

LP ガス商慣行是正・料金透明化に向けた取組宣言

正木商事株式会社(以下、「当社」)は、液化石油ガス法施行規則の一部について、2024 年 4 月に「LP ガス取引の適正化・料金の適正化」に向け、改正省令が交付されたことと併せ、地域の皆様に安心、且つ安全に今後もガスをご利用いただく為に、下記に示す取組を順守することを宣言いたします。

1. 当社は、正常な商慣習を超えた利益供与の禁止を順守し、過大な営業行為は行いません。
2. LP ガスの料金について、【基本料金】【従量料金】【設備料金】から成る三部料金制を徹底し、お客様へ適切なガス料金で LP ガスを提供いたします。
3. 当社ガスをご利用頂くお客様、また建物オーナー様、不動産管理会社様に対し、積極的に LP ガス料金等の情報を提供いたします。

令和 6 年 5 月 1 日

正木商事株式会社